

第4期川崎市男女平等推進行動計画

～かわさき☆かがやきプラン～

年次報告書

令和元(2019)年度

第9期川崎市男女平等推進審議会

ヒアリング結果報告書

令和2(2020)年12月

川崎市

はじめに

平成11（1999）年6月に成立した「男女共同参画社会基本法」第14条において、地方公共団体は男女共同参画社会の実現に向けて、地域の現状を踏まえた施策に取り組むことが求められており、近年は、あらゆる分野における女性の活躍やワーク・ライフ・バランスの推進が特に必要となっています。

川崎市では、平成13（2001）年に、「男女平等かわさき条例」（以下「条例」という。）を施行し、平成16（2004）年に「川崎市男女平等推進行動計画～かわさき☆かがやきプラン～」を策定しました。また、平成30（2018）年3月には「第4期川崎市男女平等推進行動計画～かわさき☆かがやきプラン～」(以下「第4期行動計画」という。)を策定し、「男女平等のまち・かわさき」の実現に向け、男女平等施策の推進に努めているところです。

本書は、条例第9条に基づく年次報告書として、第4期行動計画の計画期間2年目に当たる、令和元（2019）年度における施策事業の実施状況や今後の課題、また、川崎市男女平等推進審議会が行動計画のさらなる推進に向けて実施したヒアリング調査の結果（評価と提言など）について取りまとめたものです。

「男女平等のまち・かわさき」の実現のためには、行政がこうした実施状況や課題を踏まえて取組を進めていくことはもちろんのこと、市民の皆様一人ひとりが、男女共同参画を身近な問題として意識し、連携して取組を推進することが重要です。

本書が、男女共同参画社会の形成に向けて理解を深める一助となれば幸いです。

令和2（2020）年12月

目 次

I 第4期川崎市男女平等推進行動計画

～かわさき☆かがやきプラン～ 年次報告書 令和元(2019)年度

1	第4期川崎市男女平等推進行動計画 体系図	1 ページ
2	第4期川崎市男女平等推進行動計画の推進状況について	3 ページ
3	令和元(2019)年度進捗状況調査	
	(1) 調査概要	18 ページ
	(2) 所管課による基本施策ごとの自己評価について	19 ページ
	(3) 各局本部(室)区男女共同参画推進員による評価について	21 ページ
4	個別事業の進捗状況について	23 ページ

II 第9期川崎市男女平等推進審議会 ヒアリング結果報告書

1	趣旨	83 ページ
2	令和2(2020)年度の対象テーマ	83 ページ
3	実施概要	84 ページ
4	評価結果の取扱い	84 ページ
5	ヒアリング結果による評価と提言	85 ページ
6	ヒアリング結果概要	89 ページ
7	川崎市男女平等推進審議会について	106 ページ

【参考資料】

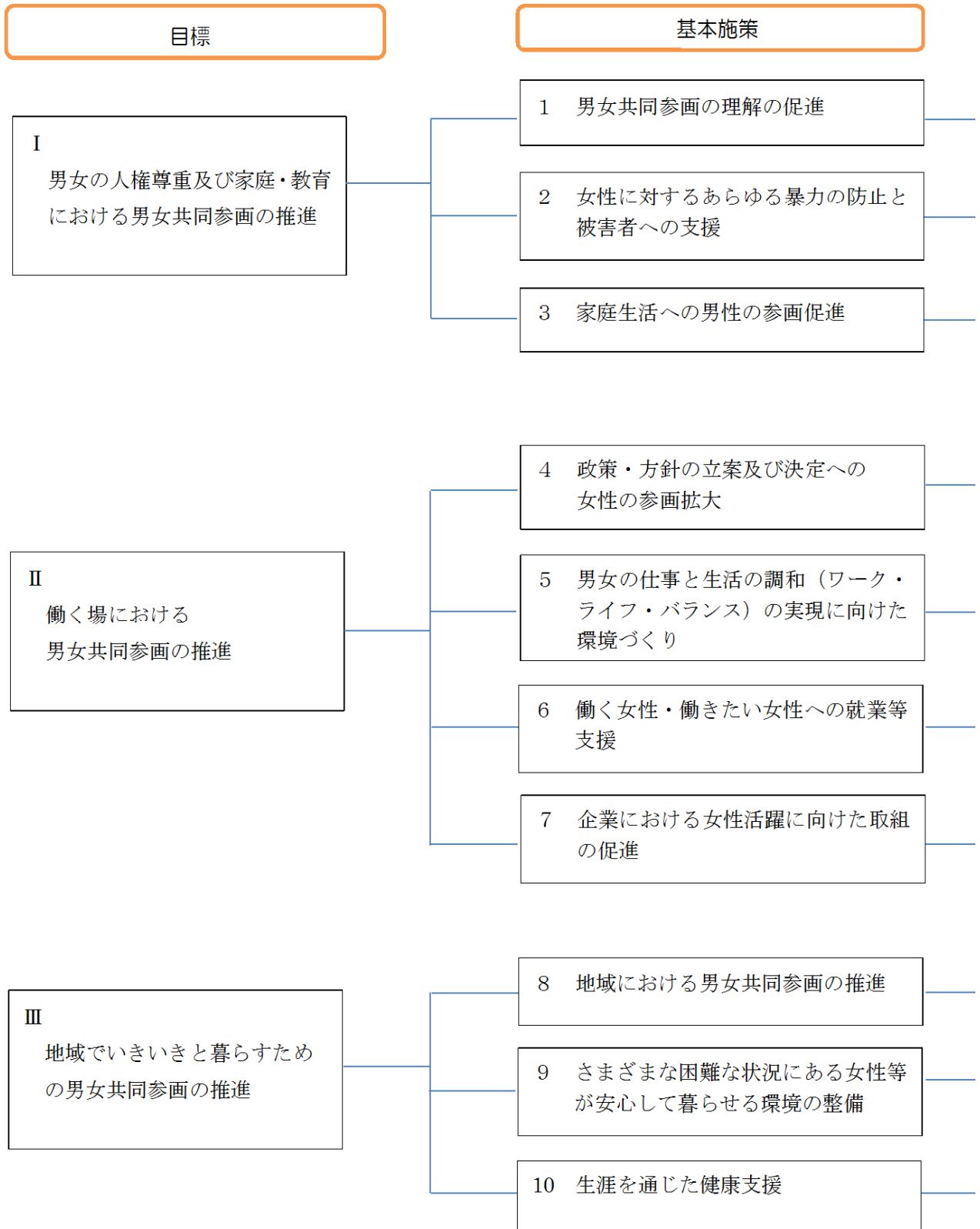
令和元（2019）年度男女平等推進行動計画の進捗状況に関する調査シート
〔様式1〕 109 ページ

令和元（2019）年度男女共同参画推進員による評価シート
〔様式2〕 110 ページ

男女平等かわさき条例 111 ページ

I 第4期川崎市男女平等推進行動計画
～かわさき☆かがやきプラン～
年次報告書
令和元(2019)年度

1 第4期川崎市男女平等推進行動計画 体系図



施 策

- (1) 人権教育・啓発の推進
- (2) 男女共同参画に関する生涯学習の推進
- (3) 就学前教育・学校教育における男女共同参画に関する教育の推進
- (4) 若者の将来を見通した自己形成や社会参画の促進
- (5) メディア・リテラシーの向上と男女共同参画の視点に立った広報・啓発の推進
- (6) 市職員の意識改革
- (7) 男女平等推進のための統計の実施及び公表

- (8) 男女平等や人権侵害に関する相談事業の推進
- (9) ドメスティック・バイオレンスの防止と被害者支援の推進
- (10) さまざまなハラスメントの防止と被害者支援の推進
- (11) 性暴力や売買春などの根絶に向けた施策の推進

- (12) 男性にとっての男女共同参画の意義についての理解の促進
- (13) 家事・子育て・介護等家庭生活における男性の主体的な参画の促進
- (14) 男女共同参画の視点に立った家庭教育の推進

- (15) 審議会等の市の政策・方針決定過程への女性の参画の推進
- (16) 女性職員の職域拡大、能力向上と登用の推進
- (17) 企業や市の関係団体等における女性職員登用等の取組の促進

- (18) 子育て支援策の充実と保育サービス、放課後児童対策の充実
- (19) 高齢者福祉サービスの充実と利用の促進
- (20) 育児・介護休業制度などの定着と利用の促進
- (21) 長時間労働の是正等の働き方改革とワーク・ライフ・バランスの推進
- (22) 仕事と生活の両立に向けた住環境づくり
- (23) 市役所におけるワーク・ライフ・バランスの推進

- (24) 働く女性の就業継続とキャリアアップ支援
- (25) 女性の参画分野の拡大支援
- (26) 多様な就業ニーズに対応した就業支援
- (27) 経営の主体となる女性の育成・支援
- (28) 職場における男女共同参画に関する理解の促進
- (29) 多様な選択を可能とする教育・学習機会の提供

- (30) 女性の活躍推進に向けた企業への啓発
- (31) 企業の女性活躍推進に関する取組の支援
- (32) 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保及び多様な雇用の拡大

- (33) 地域活動における男女共同参画の促進
- (34) 男女共同参画センターの取組の推進
- (35) 地域活動における方針決定過程への女性の参画促進
- (36) 男性が地域活動に参画できる環境づくり
- (37) 地域における子どもの自己形成や社会参画の促進
- (38) 防災分野における男女共同参画の推進と女性の参画拡大

- (39) 高齢者が安心して暮らせる環境整備と社会参加への支援
- (40) 障害者が安心して暮らせる環境整備と自立した生活及び社会参加への支援
- (41) 外国人市民に対する支援の充実と暮らしやすさに配慮したまちづくりの推進
- (42) ひとり親家庭に対する支援の充実と自立の促進
- (43) 貧困等生活上の困難に直面する女性等への支援
- (44) ニートなどの状態にある若者に対する就労・自立の促進
- (45) 性的マイノリティの人々の人権尊重に向けた取組の推進

- (46) 生涯を通じた男女の健康の保持増進対策の推進
- (47) 妊娠・出産などに関する健康支援
- (48) 性差医療の推進
- (49) 性と生殖に関する健康／権利に関する啓発の推進
- (50) 健康をおびやかす問題についての正しい知識の普及啓発の推進
- (51) こころと体の健康に関する相談事業の推進

2 第4期川崎市男女平等推進行動計画の推進状況について

I-1

各事業の所管課による自己評価（23ページ～「4 個別事業の進捗状況について」）の結果等を踏まえ、第4期行動計画の目標Iにおける令和元（2019）年度の主な取組状況等をまとめました。

目標I 男女の人権尊重及び家庭・教育における男女共同参画の推進 （主な取組状況、課題及び今後の方向性）

（基本施策1「男女共同参画の理解の促進」）

川崎市では毎年6月23日から29日までを「川崎市男女平等推進週間」としており、令和元（2019）年度は、市内4箇所でも男女平等施策に係るパネル展示を行いました。また、市民が男女共同参画を身近に感じるイベントとして、同週間中に男女共同参画センターで「第15回すくらむ21まつり」を開催しました。当日は、女性起業家による出店、女性の視点で作る防災・減災展示など計50団体による様々な企画が展開され、4,372人の参加がありました。なお、川崎市男女共同参画センターは、平成11（1999）年9月の開館から、令和元（2019）年9月で20周年を迎えており、これまでの事業を振り返るなど記念事業を企画し、令和2（2020）年度の「第16回すくらむ21まつり」でグランドフィナーレを迎えられるよう準備を行っています。

川崎市男女共同参画センターでは、平成30（2018）年度に実施した「かわさきの男女共同参画に関するアンケート調査」の結果を活用し、川崎市の男女共同参画の意識と実態への理解を深めるための市民向けデータブックとして、「データでみるかわさきの男女共同参画2020 私たちの暮らすまち・働くまち・育つまち」を令和2（2020）年3月に発行しました。男女共同参画が身近なものとして理解できるよう、データブックでは川崎市のデータだけではなく、全国、他都市、区別のデータを用い、川崎市の特徴がわかるように工夫してあります。引き続き講座等で配布するとともに、市民館における男女共同参画に関する学習で活用されるよう働きかけを行ってまいります。

（基本施策2「女性に対するあらゆる暴力の防止と被害者への支援」）

川崎市では、従前からDV被害者支援と被害を未然に防ぐための啓発に取り組んできましたが、被害の複雑化と被害状況の多様化などの様々な課題に対応するため、令和2（2020）年2月に「第3期川崎市DV防止・被害者支援基本計画」を策定しました。今後は、この計画に基づき、被害者支援体制及び被害者支援を担う関係者の人材育成を充実し、関係機関や民間団体との一層の連携・協力のもと、被害者の相談から自立までの切れ目のない支援を行っていくとともに、高校生より若い世代の中学生に向けた啓発を実施するなど、若年層に対する予防啓発を強化していきます。

DVや性暴力による望まない妊娠は強い関連性があることを踏まえ相談窓口の周知を進めるため、川崎市DV相談支援センターと妊娠・出産SOSとの合同ポスターを新たに作成し、関係機関等や市内鉄道各駅へのポスター掲示やカード配布の広報活動を行いました。相談窓口の周知に向け、引き続き女性用トイレなどに啓発カードを設置するとともに、小中学校における思春期教育実施等の機会を捉えて情報提供を行ってまいります。

（基本施策3「家庭生活への男性の参画促進」）

川崎市では、母子健康手帳交付の際に妊婦のパートナーに対し、妊娠期から出産・子育てに関心を持ち、自ら進んで育児に参加する意欲を育むことを目的とした父子手帳を配布しています。具体的には、妊産婦のメンタルヘルスや父親の積極的な育児参加の普及啓発に関わる内容となっており、男性の家庭生活への参画促進に向け、引き続き配布を行ってまいります。

基本施策2 女性に対するあらゆる暴力の防止と被害者への支援

(1) 「川崎市DV防止・被害者支援基本計画」の推進

DV防止対策や被害者支援を具体的に推進するために策定した「川崎市DV防止・被害者支援基本計画」に基づき、弁護士会、裁判所、医師会、法務局、警察、児童相談所、各区保健福祉センター等の関係機関により組織された「川崎市DV被害者支援対策推進会議」を開催し、DV被害者支援の状況の情報提供や意見交換等を行い、効果的な被害者支援に向けて、緊密かつ円滑な連携に努めました。なお、平成28(2016)年度から裁判所がオブザーバーとして参加しています。

【こども未来局】

(2) DV相談件数

	DV相談支援センター（総合相談窓口）における相談件数	区役所におけるDV相談件数	男女共同参画センター相談事業におけるDV相談件数	人権オンブズパーソンにおけるDV相談件数	DV相談総件数
平成27(2015)年度	—	698件	407件	30件	1,135件
平成28(2016)年度	202件	751件	339件	25件	1,317件
平成29(2017)年度	249件	952件	311件	24件	1,536件
平成30(2018)年度	403件	2,388件	283件	14件	3,088件
令和元(2019)年度	464件	3,885件	334件	13件	4,696件

※平成30(2018)年度及び令和元年度に相談件数の把握方法を整理したことにより、相談件数が大幅に増加しています。

【こども未来局】

【出典 人権オンブズパーソン令和元(2019)年度 報告書、川崎市男女共同参画センター令和元(2019)年度事業報告書】

(3) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に基づく一時保護件数

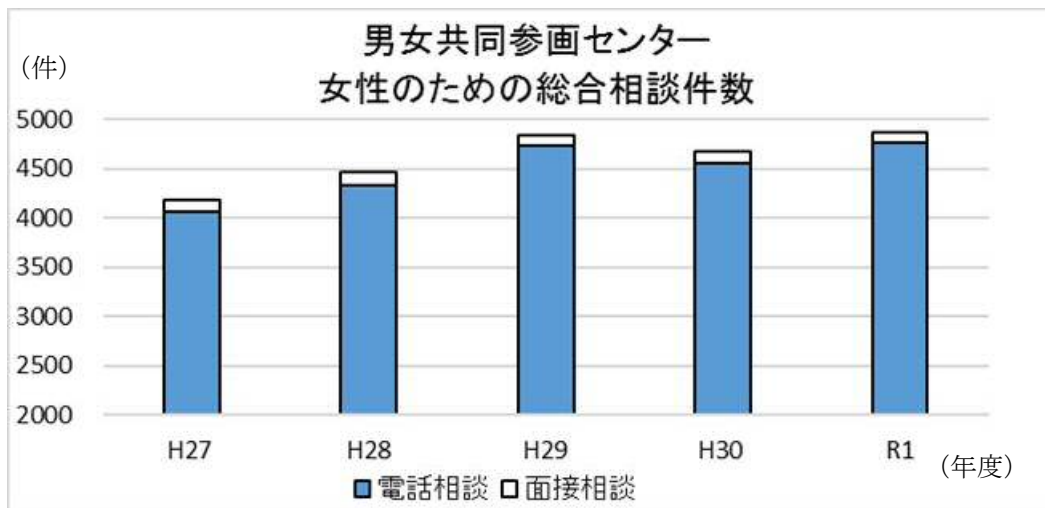
	平成27(2015)年度	平成28(2016)年度	平成29(2017)年度	平成30(2018)年度	令和元(2019)年度
一時保護件数	34件	30件	34件	16件	32件

【こども未来局】

(4) 男女共同参画センターにおける女性のための総合相談件数

	電話相談	面接相談	合計
平成27(2015)年度	4,057件	126件	4,183件
平成28(2016)年度	4,333件	129件	4,462件
平成29(2017)年度	4,731件	111件	4,842件
平成30(2018)年度	4,558件	112件	4,670件
令和元(2019)年度	4,769件	95件	4,864件

【出典 川崎市男女共同参画センター平成27(2015)年度～令和元(2019)年度事業報告書】



(5) 緊急一時保護施設への財政支援の状況

市内でDV被害者等のための一時保護施設を運営する民間団体が安定的・継続的に活動できるよう、1施設当たり500万円の補助を行いました。

【こども未来局】

(6) DV等の人権侵害を受けた女性に対する支援

男女共同参画センターにおいてDV被害者の支援に役立てるために、支援物資の募集を行いました。未使用の衣類や消耗品及び電化製品など、合計1,273点の物資が集まりました。これらの物資を民間の支援団体を通じて、DV被害者の方へ提供しました。物資の提供者には、お礼状やDV防止啓発用チラシ等を配布しました。

	平成27 (2015)年度	平成28 (2016)年度	平成29 (2017)年度	平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度
支援物資数	2,003点	2,254点	2,952点	3,052点	1,273点

※令和元(2019)年度は支援団体が特に必要とする支援品目に限定して募集する方式に変更したため、支援物資数が減少しています。

【出典 川崎市男女共同参画センター平成29(2017)年度～令和元(2019)年度事業報告書】

(7) DVをなくすための啓発活動

DV防止に向け、「成人の日を祝うつどい」のパンフレットに広報を掲載したほか、若年層を対象にデートDVを予防・啓発することを目的として、デートDV予防啓発講座を市内の高校、専門学校、大学で計6回実施し565名の参加がありました。

11月の「女性に対する暴力をなくす運動」期間中に区役所番号表示システムや川崎駅河川情報表示板、広報コーナーなどで、DV防止に向けた展示・広報を行いました。

【市民文化局人権・男女共同参画室】

基本施策3 家庭生活への男性の参加促進

(1) 男女共同参画センターにおける男性のための電話相談事業相談件数

男女共同参画センターでは、平成28(2016)年度より男性相談員による男性のための電話相談事業を実施しています。4年目となる令和元(2019)年度は、広報チラシ及び広報用相談カードの配布先を増やし、必要な方に情報が届くよう広報に努めました。

	平成28 (2016)年度	平成29 (2017)年度	平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度
相談件数	104件	103件	133件	187件

【出典 川崎市男女共同参画センター平成28(2016)年度～令和元年(2019)年度事業報告書】

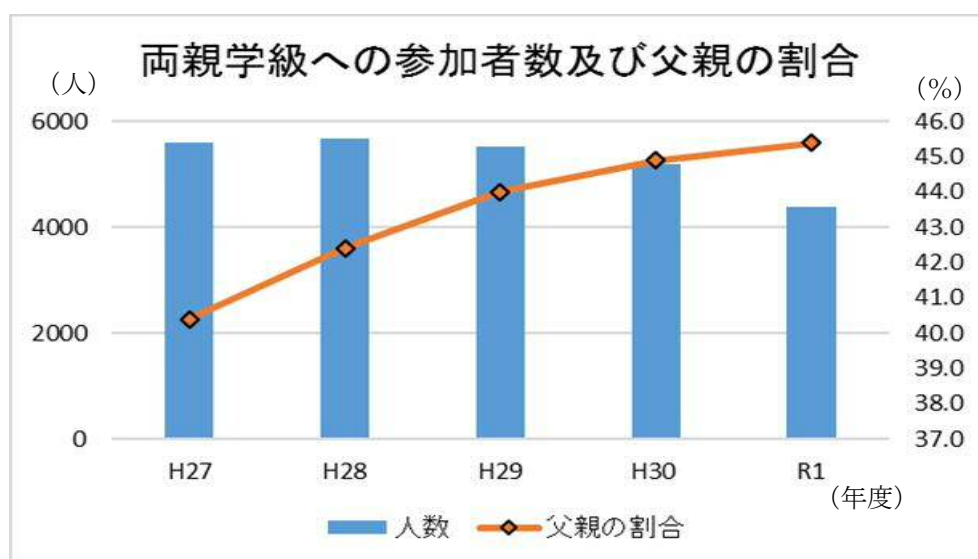
(2) 各区保健福祉センター 両親学級

各区保健福祉センターでは、初めて出産する方とそのパートナーを対象に妊娠・出産・子育てに必要な知識を学ぶことができる両親学級を開催しています。

		平成27 (2015) 年度	平成28 (2016) 年度	平成29 (2017) 年度	平成30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度
開設回数		103回	118回	118回	106回	92回
開設延日数		254日	270日	270日	258日	228日
参加者数	総数	5,601人	5,671人	5,513人	5,196人	4,387人
	うち父親数	2,264人	2,405人	2,426人	2,333人	1,993人
受講者延べ数		10,266人	9,541人	8,992人	8,656人	7,577人

※令和元(2019)年度は新型コロナウイルス感染症の拡大により、実施回数と参加者数が減少しています。

【こども未来局こども保健福祉課】



II-1

各事業の所管課による自己評価（41ページ～「4 個別事業の進捗状況について」）の結果等を踏まえ、第4期行動計画の目標IIにおける令和元（2019）年度の主な取組状況等をまとめました。

目標II 働く場における男女共同参画の推進

（主な取組状況、課題及び今後の方向性）

（基本施策4「政策・方針の立案及び決定への女性の参画拡大」）

令和元（2019）年度から令和3（2021）年度までの3か年を計画期間とする「第2期川崎市女性活躍推進特定事業主行動計画」に基づき、女性職員のキャリア形成や働きやすい環境づくりに向けた取組を進めました。「第2期川崎市女性活躍推進特定事業主行動計画」では、令和4（2022）年4月1日までに管理職（課長級）に占める女性の割合を30%以上とすることを目標の一つとしており、局長級と女性職員との意見交換の実施など、女性職員の意欲向上に向けた取組を位置付けています。時間に制約があっても個々のパフォーマンスが十分に発揮できる職場づくりの実現に向け、引き続き市役所における女性活躍推進に取り組んでいきます。

（基本施策5「男女の仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けた環境づくり」）

川崎市では、平成30（2018）年6月に、「川崎市中小企業働き方改革相談窓口」を設立し、令和元（2019）年度も引き続き専門アドバイザー派遣等により、企業の働きやすい職場環境づくりに向けた取組を支援しました。「令和元年度版川崎市労働白書」によると、ワーク・ライフ・バランスの取組を行っている市内事業者の割合は前年度の67.7%から72.0%へと上昇していますが、大企業の94.4%に対し中小企業は65.0%に留まっており、引き続き、市内事業所の99%を占める中小企業におけるワーク・ライフ・バランスの推進が必要となっています。

配偶者が出産した職員に占める育児休業取得者の割合は、前年度の7.4%から11.2%となり、令和3（2021）年度までに10%となるよう目指すという目標を達成しました。引き続き、男性職員の育児休業取得促進に向け、管理・監督者による働きかけのほか、夫婦ともに川崎市の職員である場合、育児等の状況を配偶者の所属長に情報提供することができる仕組みの検討等を行い、男性職員が日頃から育児等に関わることができる職場づくりに取り組んでいきます。

（基本施策6「働く女性・働きたい女性への就業等支援」）

川崎市市内中小企業に勤務する女性や企業を対象に、組織運営に必要なマネジメント知識を学ぶ「女性リーダーのためのマネジメント力強化講座」を男女共同参画センターで開催しました。5回連続講座のうち、4回以上出席した企業には「かわさき☆えるぼし」認証制度の評価項目の一つに該当する「地域女性活躍推進事業所認定書」を発行し、令和元（2019）年度は24社に交付しました。また、講座開催時は受講者同士の交流に向け、座席を固定せずコミュニケーションが取れるよう工夫しました。引き続き、女性の管理職登用支援及び地域でのネットワーク形成を目的に、講座を実施していきます。

（基本施策7「企業における女性活躍に向けた取組の促進」）

女性活躍に取り組む市内中小企業を認証する「かわさき☆えるぼし」認証制度に係る認証企業の募集を行い、令和元（2019）年度は19企業が認証されました。認証企業のうち、新たに女性活躍推進法に基づく「一般事業主行動計画」を策定した企業が13社（68%）のほか、仕事と生活の両立支援のため、育児・介護休業法で定められた内容を上回る制度を設定している企業が8社（42%）など、応募を契機に多くの企業が女性活躍の推進や働き方改革に向けた取組を強化する傾向が見られました。令和2（2020）年度も引き続き認証企業の募集を行い、認証企業を増やしていくとともに、認証制度の認知度を上げていくことが課題となっています。

II-2

第4期行動計画に位置付けられた目標数値の達成状況及び施策の進捗状況を数量的に把握するために、数値指標調査を実施し、その結果を踏まえ目標IIに係る数値等をまとめました。

※内容は令和元年度実績ですが、【 】内の所管部署名は、令和2年4月1日現在のものです。

基本施策4 政策・方針の立案及び決定への女性の参画拡大

(1) 川崎市における審議会等への女性の参加比率

数値目標：①審議会等委員の女性比率が令和3(2021)年度までに、40%となるよう目指す。

②女性委員ゼロの審議会等をなくす。

(各年6月1日現在)

	審議会等の数	委員総数	女性委員数	女性委員の参加比率①	女性委員ゼロの審議会等の数②	委員がほぼ同数で構成されている審議会等の割合
平成27 (2015)年度	231	2,973人	870人	29.3%	16	27.3%
平成28 (2016)年度	253	2,991人	936人	31.3%	20	36.8%
平成29 (2017)年度	271	3,192人	1,017人	31.9%	24	34.7%
平成30 (2018)年度	284	3,110人	956人	30.7%	20	35.9%
令和元 (2019)年度	282	3,022人	943人	31.2%	21	36.9%

【市民文化局人権・男女共同参画室】

(2) 市役所における女性の管理職登用等状況

①市の役付職員に占める女性比率

数値目標：令和3(2021)年度までに、課長級30%を目標とする。

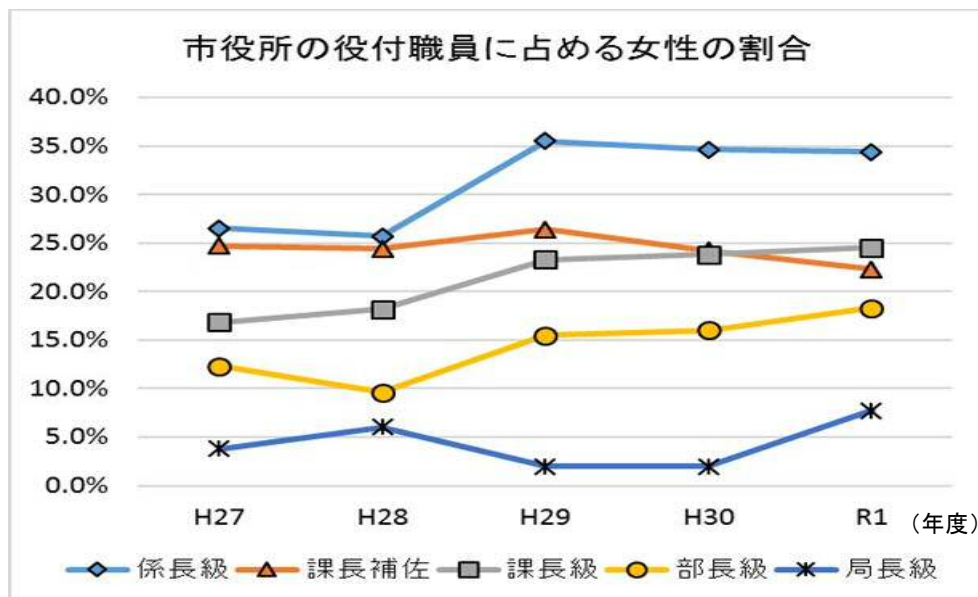
(各年4月1日現在)

	新規採用職員に占める女性割合	女性職員比率	係長級	課長補佐	課長級	部長級	局長級
平成27 (2015)年度	50.6%	34.5%	26.5%	24.7%	16.8%	12.3%	3.8%
平成28 (2016)年度	43.1%	34.6%	25.7%	24.4%	18.2%	9.6%	6.0%
平成29 (2017)年度	50.4%	42.2%	35.5%	26.4%	23.3%	15.5%	2.0%
平成30 (2018)年度	54.3%	42.5%	34.6%	24.2%	23.8%	16.0%	2.0%
令和元 (2019)年度	49.7%	42.9%	34.5%	22.3%	24.5%	18.3%	7.7%

※比率＝各役付の女性職員数／各役付職員の総数×100

平成29(2017)年度数値から県費から市費に移行した教職員分を含む。

【新規採用職員に占める女性の割合出典：川崎市職員の人事に関する統計報告平成27(2015)年～令和元(2019)年、女性職員比率・管理職登用状況：総務企画局人事課】

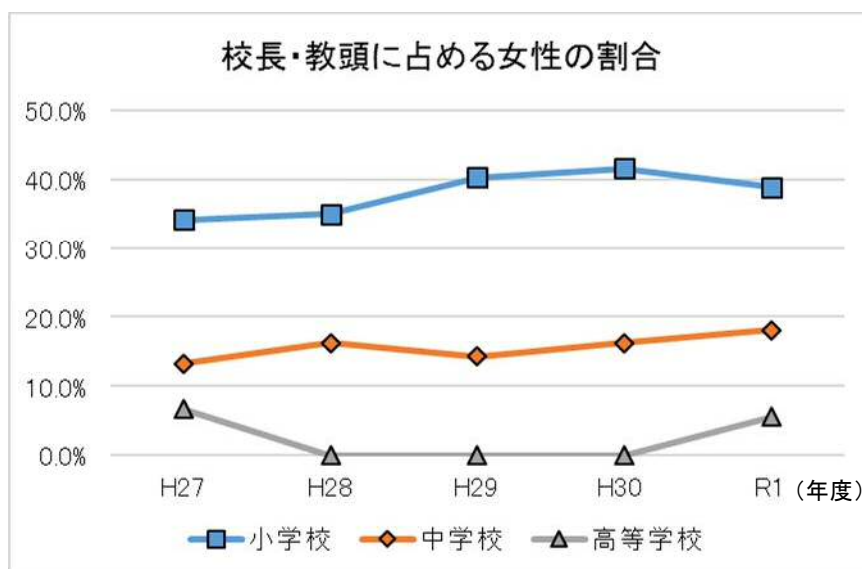


(3) 学校教員及び校長・教頭等に占める女性の割合

(各年4月1日現在)

	女性教員 比率	小学校		中学校		高等学校	
		校長	教頭	校長	教頭	校長	教頭
平成27 (2015)年度	—	29.2%	38.9%	11.5%	15.1%	20.0%	0.0%
平成28 (2016)年度	—	27.4%	42.5%	14.4%	17.0%	0.0%	0.0%
平成29 (2017)年度	—	28.3%	52.2%	15.4%	13.2%	0.0%	0.0%
平成30 (2018)年度	59.2%	33.6%	49.6%	11.5%	21.2%	0.0%	0.0%
令和元 (2019)年度	59.0%	32.5%	45.2%	13.5%	23.1%	0.0%	11.1%

【教育委員会教職員人事課】



(4) 川崎市内の民間企業・事業所の管理職に占める女性の割合

	平成27 (2015)年度	平成28 (2016)年度	平成29 (2017)年度	平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度
管理職に占める女性の割合	—	5.7%	5.2%	6.5%	6.8%

【出典平成27(2015)～令和元(2019)年度版 川崎市労働白書】

(5) 「かわさき男女共同参画ネットワーク」における活動状況

- ・市、市民、事業者が連携・協働し、男女共同参画に関する意見や情報を交換する場として、「かわさき男女共同参画ネットワーク」(参加44団体)を設置し、地域における男女共同参画の取組を進めています。
- ・令和元(2019)年度は「男女共同参画の視点から見た防災・減災」を年間のテーマに設定し、テーマに基づき、情報収集や発信、フォーラムや全体会議での講演会の開催を行いました。
- ・男女平等かわさきフォーラムは、市民が男女共同参画の視点から防災対策について考える機会となるよう、特定非営利活動法人イコールネット仙台代表理事の宗片恵美子さんを講師としてお招きし、「みんなで防災を考える～復興支援の経験から見えたこと～」をテーマに、講演をしていただきました。
- ・全体会議は、例年3月頃に対面の形式で実施していましたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため書面会議で実施しました。

参加団体(44団体) 令和元(2019)年4月現在

- | | |
|--------------------------------|----------------------------------|
| (1) 川崎商工会議所 | (23) 専修大学 |
| (2) 一般社団法人 川崎市商店街連合会 | (24) 日本映画大学 |
| (3) 川崎工業振興倶楽部 | (25) 日本ボーイスカウト川崎地区協議会 |
| (4) 川崎市工業団体連合会 | (26) ガールスカウト川崎市連絡会 |
| (5) セレサ川崎農業協同組合 | (27) 一般社団法人 川崎市子ども会連盟 |
| (6) 国際ソロプチミスト川崎 | (28) 公益社団法人 日本海洋少年団連盟
川崎海洋少年団 |
| (7) 国際ソロプチミスト川崎-百合 | (29) 公益財団法人 川崎市スポーツ協会 |
| (8) 公益社団法人 川崎市医師会 | (30) 川崎市レクリエーション連盟 |
| (9) 公益社団法人 川崎市病院協会 | (31) 川崎地域連合 |
| (10) 公益社団法人 川崎市歯科医師会 | (32) 川崎市全町内会連合会 |
| (11) 公益社団法人 川崎市獣医師会 | (33) 川崎市PTA連絡協議会 |
| (12) 一般社団法人 川崎市薬剤師会 | (34) 社会福祉法人 川崎市社会福祉協議会 |
| (13) 公益社団法人 川崎市看護協会 | (35) 川崎人権擁護委員協議会 |
| (14) 公益社団法人 神奈川県柔道整復師会
川崎支部 | (36) 川崎市民生委員児童委員協議会 |
| (15) 一般財団法人 川崎市鍼灸マッサージ師会 | (37) 川崎市地域女性連絡協議会 |
| (16) 川崎市理容協議会 | (38) 公益財団法人 川崎市身体障害者協会 |
| (17) 川崎市美容連絡協議会 | (39) 一般財団法人 川崎市母子寡婦福祉協議会 |
| (18) 公益社団法人 川崎市幼稚園協会 | (40) 公益財団法人 川崎市生涯学習財団 |
| (19) 川崎市立小学校長会 | (41) 公益財団法人 かわさき市民活動センター |
| (20) 川崎市立中学校長会 | (42) 川崎市総合文化団体連絡会 |
| (21) 川崎市立高等学校長会 | (43) 昭和音楽大学 |
| (22) 川崎市特別支援学校長会 | (44) 田園調布学園大学 |

【市民文化局人権・男女共同参画室】

基本施策5 男女の仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けた環境づくり

(1) 子育て支援施設の概況

- ・川崎市の平成31(2019)年4月1日現在の保育所数(小規模含む。)は452か所です。在籍児童数は3万699人と、前年度比で6.6%増加しました。
- ・市が設置する保育所のほかに、認可外保育施設として、市が一定の基準に基づき認定し運営費等の助成を行う川崎認定保育園(平成25(2013)年4月から開始)、低年齢児(0~2歳児)を対象とした小規模のおなかま保育室、地域保育園などがあります。
- ・小学生を対象に、放課後や土曜日、長期休暇中の遊びや生活の場を確保するための支援事業として、「わくわくプラザ」を市内の全ての公立小学校に設置しています。

		平成27 (2015) 年度	平成28 (2016) 年度	平成29 (2017) 年度	平成30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度
保育所の概況	施設数	316	348	387	420	452
	在籍人員	23,033人	25,022人	26,999人	28,809人	30,699人
	待機者	0人	6人	0人	18人	13人
わくわくプラザの利用状況	設置数	113	113	113	113	114
	在校児童数	71,386人	72,041人	72,682人	73,458人	74,009人
	登録児童数	34,569人	35,323人	36,106人	35,895人	36,703人
	登録率	48.4%	49.0%	49.7%	48.9%	49.6%

【保育所の概況：こども未来局保育課

わくわくプラザの利用状況：こども未来局青少年支援室】

(2) ワーク・ライフ・バランスの取組を行っている事業所割合

数値目標：令和3(2021)年度までに、75%以上を目指す。

		平成27 (2015) 年度	平成28 (2016) 年度	平成29 (2017) 年度	平成30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度
ワーク・ライフ・バランスの取組を行っている事業所割合		67.3%	64.7%	65.6%	67.7%	72.0%

※割合の算出には全体から無回答を除いた数を母数として使用

【出典 平成27(2015)~令和元(2019)年度版 川崎市労働白書】

(3) 川崎市の民間企業・事業所における年次有給休暇の消化状況

		20% 未満	20- 29%	30- 39%	40- 49%	50- 59%	60- 69%	70- 79%	80% 以上	無回答
事業所 (n=789)		16.1%	5.4%	17.6%	7.2%	15.7%	10.6%	9.0%	13.7%	4.6%

※調査事業所数に占める割合

【出典 令和元(2019)年度版 川崎市労働白書】

(4) 市役所における男性の育児休業取得状況

数値目標：令和3(2021)年度までに、配偶者が出産した男性職員に占める育児休業取得者の割合10%を目指す。

	平成27 (2015) 年度	平成28 (2016) 年度	平成29 (2017) 年度	平成30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度
割合 (人)	6.1% (10/165)	7.4% (11/148)	11.0% (17/154)	7.4% (34/458)	11.2% (53/475)

※平成26(2014)年度から平成29(2017)年度までの数値は市長事務部局職員、平成30(2018)年度以降は全局職員を対象としている。()=育児休業を取得した男性職員数/配偶者が出産した男性職員数

【総務企画局人事課】

(5) 市役所における職員の年次休暇の取得状況

	平成27 (2015) 年度	平成28 (2016) 年度	平成29 (2017) 年度	平成30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度
平均取得 日数	12.9日	13.2日	男性14.2日 女性13.1日	男性15.0日 女性13.2日	男性15.4日 女性14.6日

【総務企画局人事課】

(6) 市役所における男女別介護休業取得者の人数

	平成27 (2015) 年度	平成28 (2016) 年度	平成29 (2017) 年度	平成30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度
男性	1人	1人	3人	0人	4人
女性	3人	1人	2人	3人	4人

【総務企画局人事課】

(7) 市役所職員の時間外勤務状況：年間480時間を超える時間外勤務者数

	平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度
男性	506人	375人
女性	108人	110人

【総務企画局人事課】

基本施策6 働く女性・働きたい女性への就業等支援

(1) キャリアサポートかわさきにおける女性年間就業者決定者数

数値目標：令和3(2021)年度までに、「キャリアサポートかわさき」における女性年間就業決定者数が275人以上になるよう目指す。

	平成30(2018)年度		令和元(2019)年度	
	男性	女性	男性	女性
登録者数	362人	604人	388人	676人
就労決定者数	179人	311人	175人	327人

【経済労働局労働雇用部】

(2) 男女共同参画センターでの女性の就業、就業継続及び再就職に向けた支援講座の実施

- ・就労継続支援講座として、職場復帰セミナー(計2回)、職場復帰予定者のための子連れカフェ(計11回)を開催しました。
- ・再就職支援講座として、グループカウンセリング(計5回)、再就職を目指す女性のためのパソコン講座(計40回)を開催しました。グループカウンセリングでは、働く上で重視したい自分の価値を見つけけることを目的とし、受講者から自分の考え方や感じ方の傾向を把握し、整理することができたなどの意見が寄せられました。
- ・キャリアカウンセラーによる再就職・転職・就労継続のための個別キャリア相談については、昨年度に引き続き1日4枠、原則月3日実施しました。計112回実施し、延62人に、キャリアカウンセリング、面接対策、職務経歴書の書き方などについて相談支援を実施しました。

【出典 川崎市男女共同参画センター令和元(2019)年度事業報告書】

基本施策7 企業における女性活躍に向けた取組の促進

(1) 「かわさき☆えるぼし」認証企業数

	平成30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度
新規認証企業数	24社	19社
総認証企業数	24社	43社

※平成30年度認証制度創設。認証は2年間有効(更新可)

【市民文化局人権・男女共同参画室】

Ⅲ-1

各事業の所管課による自己評価（66ページ～「4 個別事業の進捗状況について」）の結果等を踏まえ、第4期行動計画の目標Ⅲにおける令和元（2019）年度の主な取組状況等をまとめました。

目標Ⅲ 地域でいきいきと暮らすための男女共同参画の推進 （主な取組状況、課題及び今後の方向性）

（基本施策8「地域における男女共同参画の推進」）

川崎市男女共同参画センターでは、男女共同参画の視点からの防災・減災の重要性の啓発に向け、総務企画局危機管理室と連携し、市内7区の自主防災組織でリーダー研修会を実施しました。研修では参加者が男性中心になりやすいことを踏まえ、女性リーダー候補者の参加を呼びかけました。また、女性リーダー候補者を集めたワーキング研修を全2回開催し、災害時におけるジェンダー課題に関する知識を深めるとともに、女性の視点でつくるかわさき防災プロジェクト（通称JKB）の活動紹介を行いました。さらに、ひとり暮らしの高齢者が増加している現状を踏まえ、災害時に高齢女性が抱える困難や日頃からできる減災の取組を紹介した「シニアシングル女性のためのサバイバル読本 日頃から備える防災・減災」を令和2（2020）年2月に発行しました。平時から男女共同参画の視点からの防災・減災に取り組めるよう、引き続き、防災分野における女性の参画拡大及び男女共同参画の推進に取り組んでいく必要があります。

（基本施策9「さまざまな困難な状況にある女性等が安心して暮らせる環境の整備」）

令和元（2019）年7月31日に多文化共生総合相談ワンストップセンターを開設し、11言語で結婚、住宅、福祉、税金、子育てなど、外国人市民が日常生活で困っていることや悩んでいることに関する相談を受け付ける体制を整備しました。多文化共生総合相談ワンストップセンターで受ける相談の中でDVを把握した場合は、関係機関と連携して、一人ひとりの状況に応じた支援を行っていきます。

性的マイノリティを身近に感じ、その理解を深め、お互いを尊重しあえる機会とすることを目的に、令和2（2020）年1月に「ピープルデザインシネマ 2020」を開催しました。当日は、LGBTをテーマにした映画祭「第28回レインボー・リール東京」にて日本初上映され、話題となった韓国の短編映画「帰り道」の上映を行いました。上映前後には、絵本『Red』の朗読や、性的マイノリティ当事者である教員をゲストに招いてのトークショーも実施しました。また、イベント終了後には、当事者・家族・支援者を中心とした「情報共有ルーム」も設置し、困りごとや疑問を共有する場を設けました。性的マイノリティ当事者が直面する社会生活上の障壁を取り除くための取組が、引き続き必要となっています。

（基本施策10「生涯を通じた健康支援」）

川崎市男女共同参画センターでは、女性総合相談、男性のための電話相談の中で、こころと体の健康に関する相談をうけています。令和元（2019）年度のこころと体に関する相談件数が全体に占める割合としては、女性総合相談で約25%、男性のための電話相談で約30%を占めており、男女ともに主要な相談テーマとなっています。引き続き、市内公共施設等で相談窓口の周知を行い、必要な方が相談に繋がるよう取り組んでいきます。

Ⅲ-2

第4期行動計画に位置付けられた目標数値の達成状況及び施策の進捗状況を数量的に把握するために、数値指標調査を実施し、その結果を踏まえ目標Ⅲに係る数値等をまとめました。

※内容は令和元年度実績ですが、【 】内の所管部署名は、令和2年4月1日現在のものです。

基本施策8 地域における男女共同参画の推進

(1) 町内会・自治会の会長に占める女性の割合

	平成27 (2015)年度	平成28 (2016)年度	平成29 (2017)年度	平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度
女性の割合	9.4%	9.9%	10.2%	8.8%	9.6%

【市民文化局人権・男女共同参画室】

(2) PTA会長に占める女性の割合

	平成27 (2015)年度	平成28 (2016)年度	平成29 (2017)年度	平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度
女性の割合	11.7%	12.3%	12.2%	10.5%	13.0%

【市民文化局人権・男女共同参画室】

(3) 消防団員に占める女性の割合

	平成27 (2015)年度	平成28 (2016)年度	平成29 (2017)年度	平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度
女性の割合	7.2%	7.5%	7.4%	10.3%	11.0%

【出典 平成26年～平成30年消防年報】

(4) 男女共同参画センターの施設利用状況

	平成27 (2015)年度	平成28 (2016)年度	平成29 (2017)年度	平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度
利用件数	5,415件	5,427件	5,001件	5,403件	5,016件
利用者数	148,506人	147,502人	150,836人	159,345人	133,825人

※令和元(2019)年度は、外壁改修工事に伴いホール等の貸館業務の一時停止期間及び新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う施設利用の自粛要請期間があり、利用件数及び利用者数に影響しています。

【出典 川崎市男女共同参画センター平成27(2015)年度～令和元(2019)年度事業報告書】

(5) 男女共同参画センターにおける男女平等推進に関する講座・研修の実施状況

	平成27 (2015)年度	平成28 (2016)年度	平成29 (2017)年度	平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度
講座・研修数	117	120	104	122	183
開催回数	159回	164回	175回	184回	268回
参加者延べ人数 (男女比)	女性 1,210人 (81.9%)	1,262人 (83.2%)	1,280人 (79.3%)	2,410人 (75.0%)	3,571人 (69.0%)
	男性 267人 (18.1%)	255人 (16.8%)	335人 (20.7%)	448人 (25.0%)	875人 (31.0%)

※平成30年度以降の参加者の男女比は、男女両方が参加対象となっている講座のみを母数として算出

【出典 川崎市男女共同参画センター平成27(2015)年度～令和元(2019)年度事業報告書】

(6) 男女共同参画センターにおける出前講座及び研修の実施状況

男女共同参画センターにおいて、地域の事業所や市民グループ、行政機関の要望を受け、男女共同参画に関連する講座や研修を市内各所で実施しました。令和元(2019)年度は、防災、男女平等、ワーク・ライフ・バランスなどをテーマに実施しました。

	平成27 (2015)年度	平成28 (2016)年度	平成29 (2017)年度	平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度
出前講座及び 研修件数	16件	11件	15件	14件	20件

【出典 川崎市男女共同参画センター平成27(2015)年度～令和元(2019)年度事業報告書】

基本施策9 さまざまな困難な状況にある女性等が安心して暮らせる環境の整備

(1) 自立や就労に課題を抱える若年者を対象とした支援

- 厚生労働省の委託事業である「地域若者サポートステーション事業」と連携し、自立や就労に課題を抱える15歳から39歳までの若年者を対象に、キャリアコンサルタント等による個別相談や「働く」ことに対する不安や悩みを解消していくことを目指したセミナーなど事業を実施しました。

	平成27 (2015)年度	平成28 (2016)年度	平成29 (2017)年度	平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度
登録者数	449人	386人	男性 190人 女性 139人	男性 197人 女性 157人	男性 137人 女性 121人
進路 決定者数	277人	285人	男性 95人 女性 77人	男性 107人 女性 122人	男性 78人 女性 74人

【経済労働局労働雇用部】

基本施策10 生涯を通じた健康支援

(1) がん検診等の受診率

	平成27 (2015)年度	平成28 (2016)年度	平成29 (2017)年度	平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度
子宮がん*	27.9%	24.5%	23.9%	23.3%	24.1%
乳がん	24.7%	21.1%	19.0%	18.1%	19.5%
骨粗しょう症	4.1%	3.4%	4.0%	4.7%	4.7%

※子宮がん検診は基本的には頸部の細胞診であるが、医師が必要と認めた場合にのみ体部の細胞診も実施している。
頸部と体部合わせて子宮がん検診の受診率を算出している。

【健康福祉局健康増進課】

3 令和元(2019)年度進捗状況調査

(1) 調査概要

【調査の目的】

この調査は、男女平等かわさき条例（川崎市条例第14号）第9条（*）に基づき、「男女平等のまち・かわさき」を実現するために、「川崎市男女平等推進行動計画～かわさき☆かがやきプラン～」の施策の実施状況を自己点検及び評価し、その結果を広く市民や事業者に公表するとともに、施策へ反映していくための資料とすることを目的としています。

* 第9条 市長は、行動計画に基づいた施策の実施状況について年次報告書を作成し、これを公表するものとする。

【調査内容】

1 調査対象

「第4期川崎市男女平等推進行動計画」に掲げる事業を所管する全局本部（室）区

2 調査期間

令和2(2020)年2月27日～令和2(2020)年3月19日

3 調査方法

- ① 令和元(2019)年度男女平等推進行動計画の進捗状況に関する調査シート
〔様式1〕(P.109 参照)

内 容：各事業の所管課が、事業の進捗状況、次年度の計画や課題について点検し、令和元年度における施策事業の達成度を5段階で自己評価しました。

達成度（数値目標がない場合）

- A 男女平等推進行動計画の目標に対し、目標を上回る取組や配慮を行った
- B 男女平等推進行動計画の目標に対し、目標を概ね達成した取組や配慮を行った
- C 男女平等推進行動計画の目標に対し、一定の取組や配慮を行ったが課題がある
- D 男女平等推進行動計画の目標に対し、目標達成に向けた取組ができなかった
- E 事業を実施していない

※“目標”とは、行動計画に位置付けられた3つの目標を指します

達成度（数値目標がある場合）

- A 目標値が達成された
- B 前年度と比較して数値が向上し、かつ目標値達成まで10%以内
- C 前年度並み、もしくは前年度と比較して数値が下降した、かつ目標値まで10%以内
- D 目標値達成まで10%以上の開きがある
- E 実施していない

調査結果：概要 19 ページ～20 ページ、個別 23 ページ～82 ページ

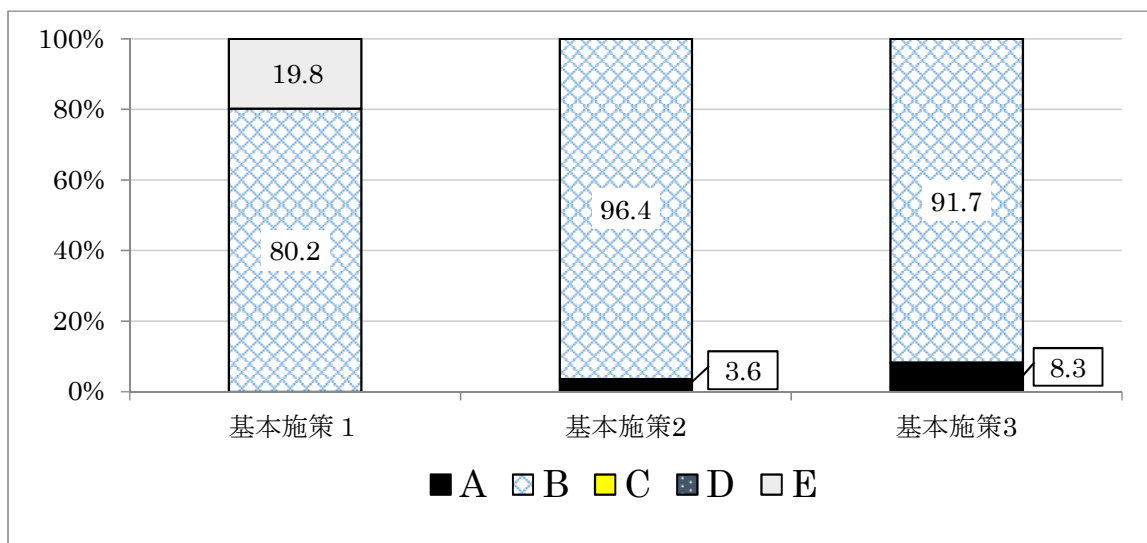
- ② 令和元(2019)年度男女共同参画推進員による評価シート〔様式2〕(P.110 参照)

内 容：各局本部（室）区の男女共同参画推進員による局内事業の確認と点検
調査結果：21 ページ～22 ページ

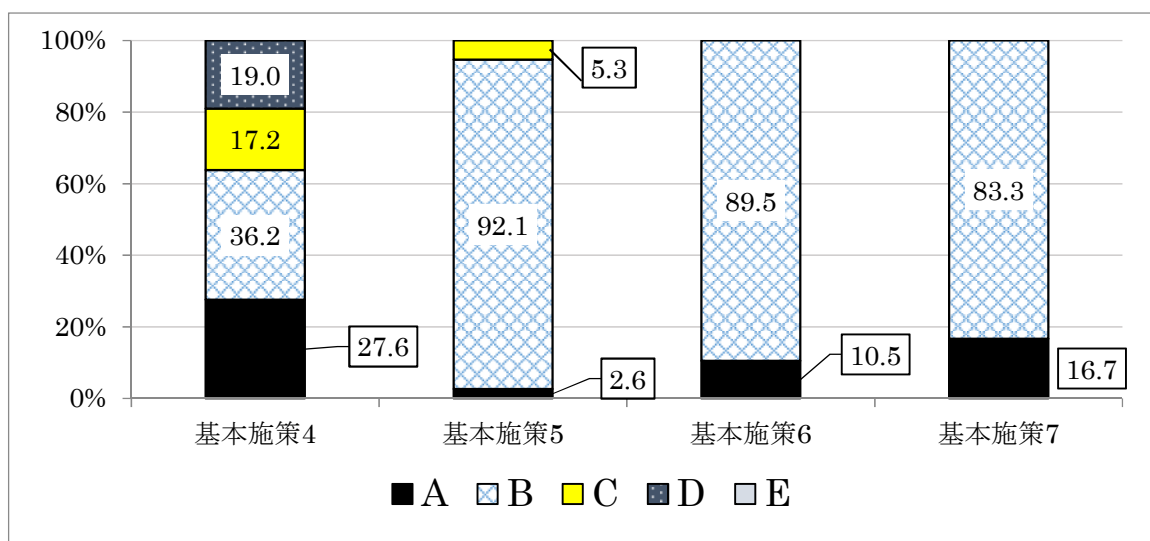
(2) 所管課による基本施策ごとの自己評価について

各所管課による事業の達成度を5段階で自己評価した結果を、基本施策ごとに、グラフにまとめました。

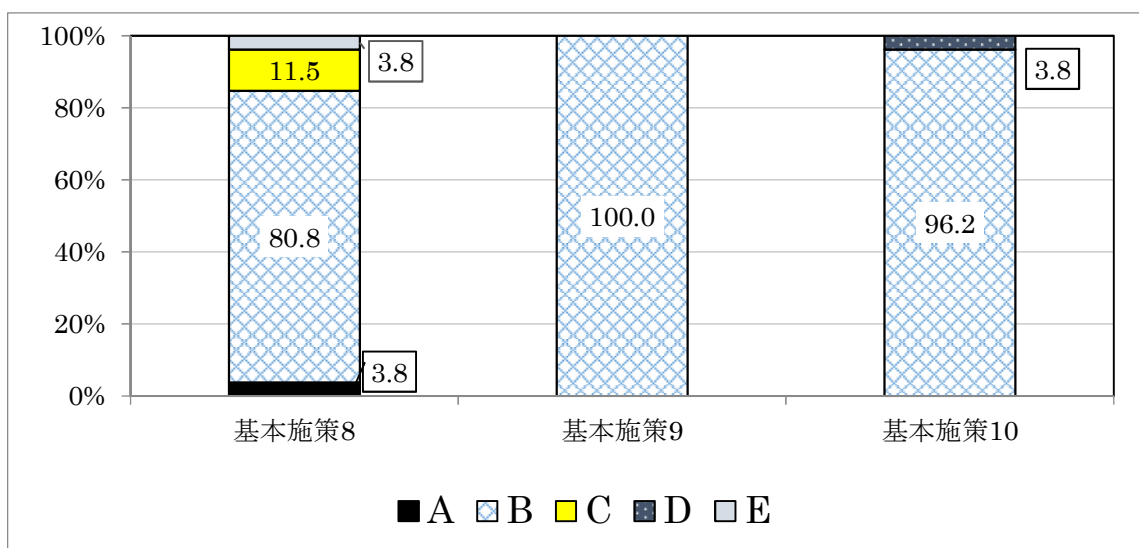
目標 I



目標 II



目標 III



所管課による各事業の進捗状況の自己評価（一覧）

	施策内容	事業数	達成度（％）					
			A	B	C	D	E	
目標Ⅰ	基本施策 1	男女共同参画の理解の促進	18	0	80.2	0	0	19.8
	基本施策 2	女性に対するあらゆる暴力の防止と被害者への支援	13	3.6	96.4	0	0	0
	基本施策 3	家庭生活への男性の参画促進	6	8.3	91.7	0	0	0
目標Ⅱ	基本施策 4	政策・方針の立案及び決定への女性の参画拡大	10	27.6	36.2	17.2	19.0	0
	基本施策 5	男女の仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けた環境づくり	20	2.6	92.1	5.3	0	0
	基本施策 6	働く女性・働きたい女性への就業等支援	14	10.5	89.5	0	0	0
	基本施策 7	企業における女性活躍に向けた取組の促進	8	16.7	83.3	0	0	0
目標Ⅲ	基本施策 8	地域における男女共同参画の推進	11	3.8	80.8	11.5	0	3.8
	基本施策 9	さまざまな困難な状況にある女性等が安心して暮らせる環境の整備	14	0	100.0	0	0	0
	基本施策 10	生涯を通じた健康支援	10	0	96.2	0	3.8	0

※達成度（％）は「該当の達成度を選択した所管課の数÷令和元(2019)年度に当該事業が存在した所管課の数」で算出しています。また、ひとつの事業に対して複数の所管課が担当しているため、事業数と所管課の数は一致しません。

※達成度（％）は、小数点第2位で四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。

※基本施策1におけるEは、該当事業がないという理由によりEとしているため、個別事業の一覧表には掲載していません。

達成度をみると、全体でBが多くなっており、計画どおり目標に向けて事業を推進していることが分かります。

一方で、目標Ⅱの基本施策4など、数値目標がある施策では、CやDが多くなっています。

(3) 各局本部（室）区男女共同参画推進員による評価について

今回の調査において、各局本部（室）区男女共同参画推進員に行動計画にある局本部（室）区内のすべての事業の確認を依頼しました。その事業の中で、特に男女平等推進に向け配慮した取組や、性別により異なる課題やニーズを把握した取組等を「様式2」（P.110）により報告を受けました。

以下はその調査結果の抜粋になります。

【目標Ⅰ：男女の人権尊重及び家庭・教育における男女共同参画の推進】

〈事業の企画・実施に当たり男女どちらかの意見に偏らないよう配慮した〉

- ・性の多様性や人権を尊重した相談対応について、支援者が学ぶ機会を設け、支援力の向上を図った。【健康福祉局】
- ・広報物の作成時、表現が男女どちらかに偏ったり、固定的なイメージにとらわれた表現にならないように配慮した。（複数局回答）

〈男女それぞれにとって利用・参加しやすいよう配慮した〉

- ・両親学級を開催するにあたり、休日の開催日数を増やすなど、就労している妊婦や父親も参加しやすいように実施した。【こども未来局】
- ・街頭労働相談では女性が話しやすいように女性相談員による相談コーナーを設けた。他の相談においても相談者の状況を理解したうえで中立的な立場から相談を受けることに配慮した。【経済労働局】
- ・平日の子育て事業では、参加しにくい父親に向けた資料を作成し、家庭で共有できるように配慮した。【高津区役所】

〈性別により異なる課題やニーズがあることを把握した〉

- ・法定受託事務として国の基準による調査を実施し、その結果、男女別に集計を行った統計調査結果について、男女比率が把握できる資料を公表した。【総務企画局】
- ・アンケート調査を実施するにあたり、男女比率を把握できるよう行い、性別により異なる課題やニーズを捉えられるように努めた。【こども未来局】

【目標Ⅱ：働く場における男女共同参画の推進】

〈事業の企画・実施に当たり男女どちらかの意見に偏らないよう配慮した〉

- ・審議会等の委員を選任する際、女性の参加促進要綱等を踏まえ、女性委員の推薦を促した。（複数局回答）
- ・女性比率が向上するよう、選任審査の際は所管課に働きかけ女性委員の参加比率向上に努めた。【中原区役所】
- ・審議会等や会議では、男女双方が意思決定できる立場となるよう取組を行った。また、交通局車体利用広告デザイン審査委員会では、表現やイラストが男女どちらかに偏っていないか、固定的イメージにとらわれていないかを確認した。【交通局】

〈男女それぞれにとって利用・参加しやすいよう配慮した〉

- ・キャリアサポートかわさきにおける女性向け就職準備セミナーや、創業支援「商人デビュー塾」を保育サービス付きで実施し、子育て中の男女が参加しやすいよう配慮した。【経済労働局】
- ・審議会等において、男性委員や女性委員がどちらも発言しやすい雰囲気づくりに配慮した。
(複数局回答)

〈性別により異なる課題やニーズがあることを把握した〉

- ・働き方についてのアンケート調査を実施し、性別により異なる課題やニーズを把握した。【総務企画局】
- ・「労働状況実態調査」を行い、性別により異なる課題があることを把握した。【経済労働局】
- ・女性活躍推進に係る局内において係長級女性職員との交流を設ける等を通じ、男性職員が多い職場での女性ならではの課題等を把握した。【消防局】

〈その他男女共同参画社会の形成に向け、行った取組と成果〉

- ・「次世代育成支援対策推進法」又は「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく「一般事業主行動計画」の策定、②「次世代育成支援対策推進法」第13条若しくは第15条の2、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第9条に基づく認定、又は「かわさき☆えるぼし」認証制度実施要綱に基づく認証を受けている事業者を、主観評価項目にした。【財政局】
- ・「第2期川崎市女性活躍推進特定事業主行動計画」の取組事項の一つとして、「議会局長と女性職員との意見交換会」を実施し、魅力的な職場環境の在るべき姿について語らいあった。【議会局】

【目標Ⅲ：地域でいきいきと暮らすための男女共同参画の推進】

〈事業の企画・実施に当たり男女どちらかの意見に偏らないよう配慮した〉

- ・不育、不妊専門相談において、男女双方のニーズがあることを把握し、男女にかかわらず相談できるよう事業を実施した。【こども未来局】
- ・女性視点の防災をテーマに自主防リーダー研修を実施する等、地域の防災活動において、男女が共同して参画するよう取り組んだ。【複数区回答】

〈男女それぞれにとって利用・参加しやすいよう配慮した〉

- ・総合防災訓練において、男女ともに興味をもてる内容や、親子が楽しめるメニューの充実化により、多くの女性と子供が参加し、防災に対する意識や地域防災活動参画に向けた意識の醸成を図った。(複数局回答)
- ・地域防災活動における女性参画促進のため、会議等を通じ、避難所開設訓練等の実施に当たっては、多くの女性に参加してもらうよう、自主防災組織である町内会・自治会等に働きかけた。【幸区役所】

〈性別により異なる課題やニーズがあることを把握した〉

- ・アンケート調査を実施するにあたり、男女比率を把握できるように行い、性別により異なる課題やニーズを捉えられるように努めた。【こども未来局】